

第4回長生郡市合併協議準備会会議録

平成19年2月22日 午前9時
長生郡市広域市町村圏組合管理棟
ふれあいホール

出席者 7市町村長・議会議長、県市町村課板倉合併担当課長
合併支援室添谷主査、合併担当幹事
(新聞記者6名傍聴、一般傍聴者17名)

司会進行：庶務（一宮町）

定刻になりましたので、ただいまより、第4回長生郡市合併協議準備会を開会いたします。

それではお手元の会議次第に沿って進行して参りたいと思いますが、当準備会会長でございます近藤一宮町長からごあいさつ申し上げます。

近藤一宮町長

本日は広域組合の定例議会のある大変お忙しい中、第4回長生郡市合併協議準備会を開催させていただきまして、誠にありがとうございます。

早いもので、昨年3月に第1回の合同会議を開いて以来、合併に関する話し合いもかれこれ1年近くの日数を経たわけでありまして、そういったことを考えますと大変感慨深いものがございます。

しかも、先般開かれまして2月5日の郡市一斉の議員説明会も大勢の議員の方々の出席をいただいた中で盛会の内に終了致しましたが、これも一重に皆様のご協力と県当局の力強いご支援のおかげであると、心から感謝申し上げます。

今日の会議でございますが、これまでの協議の成果を改めて確認しあい、法定協議会に向かうことを、この準備会として結論付けるということを議題としております。

実質的に今日が準備会の最終回となるわけでございます。私もこれまで、郡の町村会長としての立場から、誠に僭越ではございましたが、この準備会の会長を務めさせていただく中、なんとかここまでこぎつけてこられたのも、一重に皆様のご協力の賜物であると、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

最後に本日の会議の速やかな進行をお願い申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願い致します。

司会進行：庶務（一宮町）

それでは、議題に入りたいと思いますが、当準備会会則に従いまして、この会議の議長を会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

近藤議長

それでは暫時、議長を務めさせていただきます。

早速ではございますが、会議次第にのっとり、1番の（仮称）合併基本構想素案の取扱いについてを議題と致します。事務局のほうからの説明を願います。

司会進行：庶務（一宮町）

説明に入る前に事務局からあらかじめお断り申し上げたいと思いますが、配布いたしました資料、合併基本合意事項の冊子がお手元に届いてると思いますが、本来であればこの会議の終了後、成果として調製すべきところでございますけれど、大変恐縮でございますが、日程等の都合もございますので、製本を既にさせていただきました。

とは言いましても、当然ながら現段階におきましては、あくまでも案でございます。案ということでご了解いただいた中で、会議の合意のもとに調製されるということをご理解いただきまして、よろしくお願い致します。

添谷主査

それでは、次第と席次表の次のページに本日の議題を2つかがけてございます。まずはじめに議題の1についてご説明申し上げます。

議題1でございますが、これまでこの準備会の会則等におきましても、（仮称）合併基本構想素案という形でこの会議の内容等、ご協議願ってきたところでございますが、最終的にこの準備会における成果品として、どのような名前で成果品として仕上げていくのか、その題名についてご協議ご相談するというものでございます。読み上げますと、「長生郡市合併協議準備会で合意された（仮称）合併基本構想素案を別添の合併基本合意事項と名称を改める」というものでございます。

その内容につきましては、ただいま河野さんのほうからお話ございました別綴の冊子のかたちに取りまとめてございます。

この内容について、若干補足で申し上げますが、表紙をめくって頂きまして、目次がございます。この基本合意事項の大きな構成といたしまして、これまでご協議いただきました（1）の基本的調整方針から始まりまして、（7）

の合併効果まで、こちらにつきましては第3回までの協議を経たこの準備会における基本的な合意事項をそのまま取りまとめたものでございます。

その中で若干補足致しますと、1ページめくっていただきまして(1)の基本的調整方針、このあたりにつきましては、先般2月5日の議員さん方に対するご説明の場においても、若干ご意見賜っておりまして、この合併により一部事務組合は解散することとする。という言葉の表現につきまして、一部事務組合を解散するには、もし合併を抜けた所があった場合、そこでの協議が必要であるということは第3回の前回の会議の場で私のほうからも補足してご説明申し上げたところではあります、そのありかたと矛盾しているのではないかというようなご意見を賜ったところでございます。

これに対しまして、この基本合意事項のうたい文句は基本的に抜けたところがあったとしても、合併したところが、そこで出来上がった新市の意向・方針としては、このようにしたいということ合意として申し合わせるということでございますので、協議が必要ということとは別に、新市の意向としてはこうであるということ申し合わせるということからしますと、その辺の理論というのは矛盾しないということから、この表現については修正をいたしておりません。それと(2)以降、基本的に新市名から始まりまして、2ページ、3ページにかけて合併効果まで、このあたりにつきましては、従前ご協議ご議論いただいたままのものを掲載してございます。

それと、その後ろ側に大きな2項目めとして付属資料とさせていただきます。

まず4ページでございますが、冒頭の会長のごあいさつにもありましたけれど、第1回の合同会議からはじまります一連の今日に至るまでの協議・会議の経過を示してございます。

先ほど冒頭お断り申し上げましたが、一番下でございます第4回の本日の準備会については、あくまでも議案のとおりご承認いただければという前提で書かせていただいていることを申し添えさせていただきます。

5ページ6ページは参考までに本準備会の会則でございます。

7ページから11ページまでが報告事項として第2回の会議でおきまして出させていただきました長生郡7市町村の財政状況についての報告資料を提出させていただいております。

その中で8ページの各市町村の財政状況の数値を並べた表でございますが、第2回の会議の場におきまして、経常収支比率等の記載がないことについて委員の中からご意見いただいているところではございますが、こういった経常収支比率の数値については、当然公表されている資料でございます。

決算上の数値としてどこからでも見れる数字であるということ、それに今

回の報告事項が各市町村の債務状況に重点をおいた指標の取扱いをしている、ということから会長との協議等も経まして、最終的にこの数値については掲載せず第2回に報告したとおりの表となっていますことを、申し添えさせていただきます。

議題1の合併基本合意事項についての説明は以上でございます、引き続きまして、議題の紙にお戻りいただきまして、また、以下についてご説明をさせていただきます。

「また、合併基本合意事項は、法定協議会の協議案として位置付ける。」ということで、来るべき正式な法律に基づく協議の場である法定協議会が設置された場合には、この準備会における成果品としての基本合意事項を、そこに提案をしていくと。議論のたたき台にのせていく協議案にするという内容でございます。

議題1の説明については以上でございます。

近藤議長

説明が終わりました。この件につきましてご質問等ございましたら、挙手のうえ、ご発言をお願いします。

石井長生村長

多分、これについては決をとることになるかと思えます。

私としては、承認を出来ないという態度をとりますので、その理由について少しお話をさせていただきます。

まず、準備会に加わりさせていただきます、いろんな議論に入らせていただきまして、本当に勉強になりましたし、ありがとうございましたということをお願いしたいと思います。

それで、私も皆さんと協議してくる中で、賛同したものもありました。

しかし、多くの採決の中で、賛同出来ないところが多々ありましたので、全体的にこれを合併基本合意事項として協議会に上げていくということの決を仮にとるということであれば、私の態度をご理解いただきたいと思います。以上であります。

近藤議長

他にございませんでしょうか。

他に無いようですので、おはかりいたします。

議題1の(仮称)合併基本構想素案の取扱いについては、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

(異議無しの声あり)

異議無しとのことでございます。ありがとうございます。

それでは、原案のとおりご承認いただいたということで、次の議題2に移りたいと思います。それでは議題2の今後の進め方等についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

添谷主査

先ほどと同じ議題の紙の下半分でございます。

議題2の今後の進め方等についてですが、初めに(1)でございます。

本日、ご提案いたします内容は、「任意協議会は設置せず、直ちに法定協議会を設置する。」という内容でございます。

この任意協議会につきましては、第2回の会議の場で参考資料として、フロー図のようなものを皆様方にお示しいたしまして、この準備会の終了後に任意協議会を設置し、さらに議論を重ねた後、法定協議会での協議をおこなうというような一般的な図式をお示したところではありますが、この準備会における協議を踏まえまして、この協議の中で現段階において、参加している7つの市町村全てが法定協議会に参加するというご意向を示されているということ。

それと、議員さん方の説明会の際にもこの準備会があくまでも法的な位置付けのない任意の協議の場である点について、種々のご指摘等いただいていること、それらを踏まえまして、このたび法律に基づく正式な協議の場である法定協議会を設置し、協議を進めることとしてはいかがかということでございます。

それと(2)でございますが、法定協議会設置のために必要とされる事項、これは当然、法定協議会を設置するためには各全市町村の議会の議決を要するわけでございます。そのために共通議案を作ったり、その添付資料となる法定協議会の規約案といったものを準備する必要があるわけでございますが、こちらにつきましては議案提出する側の調整の事務にかかわる事、それと提案者としての市町村長の協議により調整をさせていただくのがよろしいのではないかというような趣旨から、参加する市町村の長がお互いに協議をして決定していくということをお場で皆様方のご理解を得たいという内容でございます。

議題2につきましては以上でございます。

それとあわせて、本日改めまして参考資料として、合併までの流れという1枚の紙を準備させていただいております。

これは参考資料として今後どうなるのかという流れを皆様方にご理解いた

だけるといふことで、準備をさせていただいたわけですが、若干その内容についてご説明申し上げます。

まず冒頭、合併協議準備会第4回会議、これが本日の会議でございます。

この会議の後、いかなる手続きになるかということを示してございますが、若干事務的なことを含めて記載をさせていただいておりますことをご了解いただきたいと思います。

四角い大きな枠の中、本日ご了解いただきました後、法定協議会設置のための準備等の事務がございます。

先ほど申し上げました規約案・議案を調整していくこと、それと協議会の予算、各市町村ごとの負担金等の準備。

それから法定協議会となりますと、従前もそうであったように、やはり専従の事務局体制をとっていく必要があるということで、このような四角の中に困ってある事柄について先ほど、議題2の(2)で申し上げましたとおり首長間の調整により準備を進めていくということをご予定しているところでございます。

右側に書いてございますが、当然ながら設置にあたっては各市町村の議会の議決を要するというところでございます。

各議会への議案の提案時期等についても、まさに3月議会が始まろうとしているところかと存じますけれど、現在の3月定例会にのせていくのか、あるいは、その後の臨時会におはかりするのが適当なのか、そのような時期の調整についても首長間の調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

そのような手続き、議会の議決が順調に進みましたら、現在事務的に想定しておりますのは、新年度19年4月から法定の協議会を設置し、正式な協議を開始してはいかがかという予定を考えております。

その後、法定協議会における協議を経まして、それが終了いたしますと調印をおこない各市町村の改めて合併議決をいただき、知事に対して合併申請をおこなうというものでございます。

市町村側の手続きとしては、ここで手続きは完了いたしまして、その後は県知事が県議会の議決を経て合併を決定するという流れになっております。

その後は、決まりました合併の枠組みに従いまして、先般ご了解いただきました20年4月1日という新市発足の日に向けて、具体的な新市発足の準備を進めていくということになるわけでございます。

参考資料のご説明については、以上でございます。

近藤議長

ただいま、議題の(1)(2)にあわせて合併までの参考資料ということで、合併までの流れが説明されたわけですが、質疑のほうは、議題本体の「(1)任意協議会を設置せず、直ちに法定協議会を設置する」と「(2)の設置のための必要な事項は首長間で協議する」ことを了承していただくと、この2点についてご質疑等あればご発言願います。

岡澤睦沢町議会議長

(2)の関係で、法定協議会設置のために必要とされる事項(規約等)については、首長さんで協議するというのですが、いま説明の中では参考資料の枠にはまってることだけだと認識していいのか、私が聞きたいのは、法定協の人数なりをこの中で決めるとするのは私としては問題ではなかろうかと思うんですが、もう少し具体的に説明願いたいと思います。

添谷主査

ご指摘の点については、基本的に市町村長の協議により、決める事柄に今岡澤議長さんがおっしゃった法定協議会における委員の構成・人数についても含まれているというふうに考えております。ただし、市町村長間で協議すると言いつつも、それぞれ首長さん方、議会の皆さんと一緒にやってらっしゃるわけで、各首長さんからの個別の説明・ご相談等はあるかとは思いますが、そのあたりについては各首長さんとそれぞれの議会との関係の中で、相互に調整を図っていただくという想定はしております。

近藤議長

よろしゅうございますか。

他にございますか。

中村長生村議会議長

長生村ではこれまで第2回で示されたスケジュール案に基づきまして議会に説明をいたしまして、また住民の皆さんへの啓蒙を図ってきたところなんですけども、ここにきて任意協議会を設置しないということになりますと、我々議会としましても住民の皆さんに説明したスケジュールそのものが根底から崩れてしまうということで、非常に難しい立場になってしまいますので、当初のスケジュール案に基づいて、任意協議会を2回程度設置するということがあったかと思うんですけれど、3月に。

このへんは全体のスケジュールの中でそんなに大きなウェイトを占めるわ

けでもないだろうと思いますので、任意協議会を設置していただくということで、再度検討していただくことは出来ないのでしょうか。

これがまず1点目に対する意見でございます。

2点目の参加する市町村の長が協議して決定するということなんですが、他の町村さんのように、執行機関と議決機関が信頼関係が確立されているところは、問題なからうかと思うんですけども、私どものところにつきましては、村長さんの言動が状況によって二転三転するという状況の中で議会の中では、大変申し上げにくいのですが、村長さんに対する信頼性に欠けるという意見が大勢をしめているような認識をしておりますので、このへんについても私どもの議会の中では理解を得られにくいというふうに考えておりますので、申し上げたいと思います。

近藤議長

ただいまの件でございますけれど、他のご意見がございましたら。

長生村の特殊事情に対して、他の町村はどういうふうに考えておかないといけないかとか。

中村長生村議会議長

そんなわけで、この件については私ども長生村の方向としましては、この場で回答が出来ませんので持ち帰って、議員の皆さんにおはかりをして協議を進めていただくということにさせていただきたいと思います。

近藤議長

今回は法定協議会に直結した背景として新聞等で、前は住民の意向調査をした後で法定協議会に参加するしないを決めるんだと、その間どうしても手待ち時間が生じるという我々残された側の、長生村以外の、問題があったわけですが、この間任意協議会で仕方がないから1、2回つないでいる内に、長生村が本当に入ってくれるのかくれないのかわかるだろうという認識があったわけです。

しかしながら、今回の一連のあの報道の中でも、村長さん直接法定協議会に変わっても法定協議会にはすぐ入るんだからということがありましたので、任意協議会であえて協議する中身がないという判断につながっております。

中村長生村議会議長

先ほども申し上げましたとおり、これまで村長さんは法定協議会を設置しないということですので、議会には提案しないということでしたので、そう

いったことを受けて住民発議というものが長生村ではおこりました。

そういうわけで、今度は法定協議会に入るということを報道機関等を通じて表明をされたんですけども、その後の合併問題調査特別委員会の中での発言についてはまたちょっとニュアンスの違う発言をされたり、村民の意向をよく把握してない中で判断をしたりとですとか、その時々状況に応じて、その場その場で言動が変わってしまうということに対する、議会の中での不信感は存在しているということですので、繰り返しになってしまいますが、長生村としては持ち帰らせていただければというふうに思います。

石井長生村長

私の目の前で、村長に不信があると2回ほど言われましたので、それは私のほうから見ても議会の皆さまに対しての不信感がございます。まず、申し上げておきます。

自治会、区長会議うんぬんを含めていろいろ動き方については、私のほうも、2回ほど言われましたので、私のほうも不信感がございます。

それをまず申し上げておきます。

議題2の(1)のところ、私はある意味では重要な位置付け、整理が必要かと思っているんですけども、法定協議会の位置付けになりますけれど、合併の賛否を含めた法定協議会にしていると、こういう認識を出来ればとっただきたいというふうに思っています。

先ほど、うちのほうの議長さんが、長生村の村長は法定協に入らないということをおっしゃいましたけど、私はそういうこと言ってないんです。

これもはっきりこの場所で言うておきます。

住民投票等含めて、住民の意向を把握して法定協議会に入る入らないということになりますということをおっしゃいますので、この場で中村議長さんに改めて新しい認識をとっていただきたいということをおっしゃいます。

最後に申し上げますけど、本当に法定協議会の位置付け、合併の賛否を含めた法定協議会の設置ということで、出来れば理解していただきたいと思います。

藤見長南町長

法定協議会の設置について、いろいろ意見が出ています。

少し休憩とっていただいて、調整をさせていただいたらいかかと思いません。

(異議無しの声あり)

近藤議長

よろしいですか。それでは暫時休憩とさせていただきます。

午前 9 : 2 8 休憩

午前 1 0 : 2 6 再開

司会進行：庶務（一宮町）

休憩に引き続きまして会議を再開いたします。よろしくお願いいたします。

近藤議長

長時間中座させていただきまして、大変ご迷惑おかけしました。

首長並びに長生の議長さんも参加をいたしまして、先ほどの件について、いろいろ協議した結果についてご報告させていただきます。

長生村の法定協議会への参加問題でございますけれど、これは首長さんが参加するための提案をするということを申しております。

それともう1つ議長さん側でございますけれど、長生の村長さんは、もともとは参加しないと住民の意向を聞くまでは参加をするつもりはない。ということを受けて、住民発議の書面を集めてしまった手前、いまさら、その扱いに非常に苦慮しているとのことよくわかりまして、手続きをどうしてもしたいと。また、前言がひるがえる可能性もなきにしもあらずという疑いから一応申請はしたいと。住民発議の手続きに入りたい。そうすると逆にその重複した場合はどうなるのかということ、例えば先に議決が終わればその時点で住民発議は失効するし、議決がされなければ逆に住民発議によって議決せざるを得ない形がおこるということですから、双方のそれぞれのお立場を考えて、村長は間に合えば議会に提案するでしょうし、また提案しなければ住民発議の手続きが功を奏するというので、お互いにその道を進むということで報告を受けました。ですから、今回の法定協議会の設置には賛成するという事です。

それからもう一つ、長生の議長さんから先ほど発言がありました法定協議会に入る前に任意で若干1、2回つないだらどうかというご意見についてですけれども、理由がいくつかありまして、合同会議の議員説明会の席でもせっかく合意してもそれは法的根拠が何もない。であるからして住民に説明するにもはばかれるレベルであるということでもありますから、出来れば早く基本合意事項についても法的形式のオーソライズを経て出来るだけ早く、その方が住民に説明することが可能なのである。そしてまた任意協議会を作るにしても、作るとなればそのための規約など整理しなければならないし、そ

こで1, 2回やっているうちにその分余計に法定協議会を開いた方が得策ではないかという意見を述べましたところ、発言者であります長生村の議長さんは納得していただいたというふうに私は理解をしています。そういう、私どもの意見を述べさせていただいたということです。

それともう一つ、岡澤議長さんから出ました規約、その他を首長に委ねることについて議会との相談なしではまずいのではないかというご指摘ですが、やはりそういう議会の意向にあまりにもそぐわない案件であれば、この規約自体が提案されるわけですから、そこで批判をうけますので、提案権ですから、やはり執行者が責任をもって提案の内容を煮詰める責任がある。それをみんなでもんで提案するならば、逆に議決権がなくなるわけですから、そういうことでお許し願えないかと説明させていただいたわけでございます。休憩中に協議されました内容については、概ねそのようなことで時間を使ってしまったということでございます。

そういったことではかりますけど今話を参考にさせていただいて、また皆様からのご意見があればうけたまわりたいと思います。

如何でしょう。よろしゅうございますか。

議題2の今後の進め方等についての2点の事項については採決させていただきます。賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員ですね。全員ということで採択させていただきます。

本日の予定いたしました議題については、慎重審議のうえすべてご了承いただいで、本当にありがとうございました。

準備会の議長として、力が弱かったのですが、何とかここまで辿り着きまして、4回の準備会で次のステップに踏み出すことが出来ましたこと心からお礼申し上げます、議長の座をおろさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

司会進行：庶務（一宮町）

以上をもちまして第4回長生郡市合併協議準備会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前10時34分閉会